

茨城県救急医療情報システム関係者用サービス利用規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県救急医療情報システム（以下「本システム」という。）の関係者用サービスの利用にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(システムの管理者)

第2条 茨城県保健医療部医療局医療政策課（以下「管理者」という。）は、本システムの利用に関し、利用者の登録、抹消及び変更等本システムに登録された情報を管理する一切の権限を有するものとする。

(規約への同意)

第3条 利用者は、本システムの利用に際し事前にこの規程を熟読の上、この規程に同意して本システムを利用するものとする。

(システムの利用者)

第4条 本システムの関係者用サービスは、次の各号に該当する機関に提供するものとする。

- (1) 茨城県内に所在する医療機関及び茨城県内からの搬送実績のある医療機関
- (2) 国、県及び市町村等関係機関（消防機関を含む）
- (3) 県医師会、各地区医師会
- (4) その他、県が適当と認めるもの

(アカウントの交付等)

第5条 本システムの関係者用サービスを利用しようとする者は、原則として、別紙様式1「茨城県救急医療情報システム利用申込書」を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項に基づく申し込みがあった場合には、当該機関に対し、機関コード等のアカウント（以下「アカウント等」という。）を交付するものとする。ただし、本システムの関係者用サービスの利用者として不適当と認めるときは、アカウント等を交付しないものとする。

3 管理者は、システムの関係者用サービスの利用者として不適当と認める時は、アカウント等を無効とすることができる。

(アカウント等の管理)

第6条 アカウント等の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、パスワードを厳重に管理し、利用者以外の者に利用させてはならない。

- 2 利用者は、パスワードを複数のサービスで使いまわしてはならない。
- 3 利用者は、パスワード等の盗難、漏えい又は利用者以外の者による利用の事実を知ったときは、直ちにその旨を管理者に報告するものとする。

(システムの利用)

第7条 利用者は、自己の責任と判断に基づいて、本システムを利用するとともに、本システムの利用に伴って生じる以下の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）を管理するものとし、管理者およびサービス提供者に対しいかなる責任も負担させないものとする。

- (1)アカウント等
- (2)システム画面に表示される情報
- (3)本システムの利用に関し受信する通知
- (4)本システムから出力する帳票等

2 利用者は、本規程及び本システムに関する操作説明書等に掲載する利用に関する事項に従うものとする。システム利用者が、本システムの利用に関する事項に従わなかった結果、システム利用者又は他の第三者が被った損害については、管理者及びサービス提供者は一切の責任を負わないものとする。

(利用者の責務)

第8条 本システムの関係者用サービスの利用者は、情報システムに登録されている自機関係情報等に変更が生じたときは、速やかに登録情報の変更・修正を行うものとする。

- 2 利用者は、コンピュータウイルス感染の予防に努めなければならない。
- 3 利用者は、関係者用サービスに登録された情報を第三者に公開してはならない。
- 4 本システムを利用する端末については、紛失・盗難やパスワードの流出対策を施すこと。

(登録情報の削除)

第9条 管理者は、本システムに前条の遵守事項に反する情報等が登録されていると認められるときは、登録情報の全部又は一部を削除することができる。

(傷病者又は患者情報の管理及び利用範囲)

第10条 本システムに提供された傷病者もしくは患者の情報（以下、「患者情報等」という。）は、利用者、管理者及び管理者が許可した者のみ使用を許諾されるものとする。

- 2 国際航業株式会社（以下、「サービス提供者」という。）及び利用者は、提供された情報を厳重に管理し、漏洩等の問題が発生した場合は、直ちに管理者に報告し、責任を持って迅速に解決すること。
- 3 管理者、利用者及び管理者が使用を許諾した者は、本システムから参照できる患者情報

等を、該当する患者の医療・介護に利用する目的及び医療提供体制の整備に係る目的以外に使用してはならない。

- 4 本システムに関しては、別紙「茨城県救急医療情報システムにおける医療情報の取扱について」に記載された利用方法を遵守すること。

(秘密保持)

第 11 条 管理者及び利用者、サービス提供者は提供された患者情報等を、管理者が認めた場合を除き、第三者に対して開示、漏洩してはならないものとする。

- 2 患者情報等の開示又は提供を受けた者は、当該患者情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 患者情報等の開示又は提供を受けた者は、当該患者情報等をその利用目的の範囲内でのみ使用し、その目的の範囲内で複製することができるものとする。この場合、複製についても本条に定める情報と同等に取り扱うものとする。
- 4 患者情報等の開示又は提供を受けた者は、当該患者情報等の本人の要請があったときは当該患者情報等及びその複製を破棄し、当該患者情報等の記録を残さないものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 サービス提供者又は管理者、利用者とその関連団体が入手した個人情報の取り扱いは「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)及び関連法規に則り取り扱うものとする。また、これを厳に秘密として扱い、本システムが運用終了となった場合、利用者が本システムの利用を撤回した場合などいかなる場合でも期限を設けず、その秘密保持義務は継続するものとする。

(システムの保証等)

第 13 条 管理者及びサービス提供者は、本システムの提供の遅延、中断又は停止が発生した場合において、その結果、利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第 14 条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 本システムをこの規程に反する目的で使用し又は使用しようとする事。
- (2) 本システムをウイルスの送付及び不正アクセス等、公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとする事。
- (3) 関係法令に違反する行為を行うこと。
- (4) その他本システムの管理及び運用に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある行為を行うこと。

付則 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

(別紙) 茨城県救急医療情報システムにおける医療情報の取扱いについて

(目的)

- 1 本紙は、茨城県保健医療部医療局医療政策課（以下、「管理者」という。）が運営する茨城県救急医療情報システム（以下、「本システム」という。）における、システムを利用するすべてのユーザーが厳守しなければならない事項を記載する。

(管理・届け出)

- 2 本システムを利用する端末については、各機関で管理する端末もしくは利用者個人の端末かにかかわらず、機関情報管理者にて整理及び管理するものとする。

(情報の取扱い)

- 3 本システムに入力された情報は、一連の救急活動及びその検証、後方支援医療機関への転院搬送、医療提供体制の整備にのみ利用するものとし、目的外の使用をしてはならない。
- 4 本システムのファイル添付のために撮影した画像が個人を特定できる情報を含む場合は、利用端末内に保存しないこと。

(様式1)

年 月 日

茨城県保健医療部医療局医療政策課長 殿

(機関名)

(職氏名)

茨城県救急医療情報システム利用申込書

茨城県救急医療情報システムの関係者用サービスを利用したいので、アカウント等の交付を下記のとおり申し込みます。

機関名	
関係者用サービス 利用責任者の職氏名	
所在地	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	